

社援保発0407第1号
令和3年4月7日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症により死亡した者及びその疑いがある者の葬祭に係る
生活保護制度上の取扱いについて（通知）

先般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更））において、「政府及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に対して尊厳を持ってお別れ、火葬等が行われるための適切な方法について、周知を行う」とされたことなどを踏まえ、当省及び経済産業省において、別添のとおり、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和2年7月29日（第一版））（以下「ガイドライン」という。）が作成されている。

新型コロナウイルス感染症により死亡した者及びその疑いがある者の葬祭に係る生活保護制度上の取扱いについては、ガイドラインの趣旨を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきよう、貴管内実施機関に対する指導方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。

記

1 基本的な対応について

生活保護制度における葬祭扶助については、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）別表第8の1において通常予測される需要を踏まえて基準額が定められているところであるが、ガイドラインで示されている遺体の取扱いについては、通常予測される需要ではないことから、必要最小限度の実費について、特別基準の設定があったものとして計上して差しつかえない。

なお、具体的に費用がかかるものについては以下のとおりであり、例えば医療機関から装着を開始するものであっても、葬祭のために必要と認められる場合は、該当するものとして取り扱って差しつかえない。

- ①非透過性納体袋
- ②个人防护具（サージカルマスク、手袋、長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）に限る。）
- ③消毒（非透過性納体袋への収容時のほか、ドライアイス等により非透過性納体袋が破損等した場合や、やむを得ず開封する場合に、遺体や体液等が触れた箇所に行うもの。）

2 その他

上記1以外に特別な費用が生じる場合については、ガイドラインで示されている遺体の取扱いとは認められないことから、特別基準の設定があったものとして取り扱うことは認められない。

しかし、遺体の状態等の要因により、上記1以外に特別な費用が生じる場合であっても、そのことにつき真にやむを得ない事情があると認められる場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

以上